

(1) 平成30年度、令和元年度（中間）各種測定結果について

令和元年9月5日
浜田地区広域行政組合

1 各種測定結果

(1) ばい煙

区分	測定年月日	ばいじん	硫黄酸化物	窒素酸化物	塩化水素
		g/m ³ N	m ³ N/h	volppm	mg/m ³ N
1号炉	H30.7.24	0.004 未満	0.011 未満	28	1 未満
	H31.1.16	0.005 未満	0.011 未満	18	2
	R01.7.17	0.004 未満	0.011 未満	30	1 未満
2号炉	H30.7.24	0.005 未満	0.011 未満	24	1 未満
	H31.1.17	0.005 未満	0.011 未満	19	5
	R01.7.17	0.004 未満	0.009 未満	25	1 未満
排出基準		0.08	75.7~78.4	250	700

測定結果は、いずれの項目も排出基準を満足する良好な結果でした。

(2) ダイオキシン類濃度

区分	測定年月日	ダイオキシン類				合計	排出基準
		ポリ塩化ジベンゾフラン	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	コプラナーポリ塩化ビフェニル			
排ガス (ng-TEQ/ m ³ N)	1号炉	H30.7.24	0	0	0.000002205	0.0000022	1
		H31.1.16	0	0.0000372	0.000000846	0.000038	1
		R01.7.17	0.000024	0.0000305	0.000002648	0.000057	1
	2号炉	H30.7.24	0	0.0000232	0.000002133	0.000025	1
		H31.1.16	0.001519	0.0003524	0.000301794	0.0022	1
		R01.7.17	0.0004692	0.0000594	0.000004509	0.00053	1
集じん灰 (ng-TEQ/g)	H30.7.26	0.033192	0.025515	0.001442993	0.060	3	
	R01.7.17	0.68936	1.03937	0.02277916	1.8	3	
スラグ・メタル (ng-TEQ/g)	H30.7.24	0.00013433	0.00000887	0.00000004	0.00014	3	
	R01.7.17	0.00078235	0.0013878	0.0004468341	0.0026	3	

※排ガス(煙突)の自主規制値：0.01 ng-TEQ/m³N

測定結果は、いずれも自主規制値未満となりました。

(3) 集じん灰溶出試験〔重金属把握〕

項目	単位	H30.7.26	R1.7.17	判定基準※
アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
水銀又はその化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
カドミウム又はその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
鉛又はその化合物	mg/l	0.19	0.01 未満	0.3 以下
六価クロム化合物	mg/l	0.04	0.55	1.5 以下
ひ素又はその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
セレン又はその化合物	mg/l	0.06	0.02	0.3 以下

※ 判定基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の値である。

(4) ダイオキシン類に係る作業環境〔年2回〕

項目		H30.7.25		H31.1.18		R1.7.11		
測定場所		炉室	集じん灰処理室	炉室	集じん灰処理室	炉室	集じん灰処理室	
D値	pg-TEQ/mg	1.29	1.62	1.29	1.62	1.29	1.62	
A測定	幾何平均値	pg-TEQ/m ³	0.22	0.11	0.098	0.14	0.048	0.041
	第1評価値	pg-TEQ/m ³	0.67	0.34	0.31	0.43	0.21	0.13
	第2評価値	pg-TEQ/m ³	0.28	0.15	0.13	0.18	0.08	0.06
B測定	pg-TEQ/m ³	0.22	0.15	0.077	0.11	0.013	0.065	
評価結果	管理濃度	pg-TEQ/m ³	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	A測定の結果	pg-TEQ/m ³	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5
	B測定の結果	pg-TEQ/m ³	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5	<2.5
	管理区分		第1管理区域		第1管理区域		第1管理区域	
保護具の区分		レベル1		レベル1		レベル1		

D値は、平成29年7月26日に測定した値を採用している。

(管理区域)

第1管理区域	作業環境管理が適切であると判断される。
第2管理区域	作業環境管理になお改善の余地があると判断される。
第3管理区域	作業環境管理が適切でないと判断される。

測定結果については、炉室及び集じん灰処理室ともに管理区分が第1管理区域であり、作業環境は適切であると判定された。

2 周辺環境調査結果

(1) 周辺環境〔地元要望〕

ア 大気質 平成 30 年 7 月 19 日(木)から 7 月 25 日(水)まで 7 日間連続測定

調査地点	項目	区分	測定結果	監視基準 (環境基準)
県道 300 号 (跡市波子停車場線) 最大着地濃度地点	二酸化窒素 (ppm)	日平均値の最大値	0.002	0.04~0.06 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	日平均値の最大値	0.001	0.04 以下
		1 時間値の最大値	0.004	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の最大値	0.057	0.10 以下
		1 時間値の最大値	0.083	0.20 以下
	塩化水素 (ppm)	平均値	0.001 未満	0.02 以下
		最大値	0.001 未満	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	平均値	0.0045	0.6 以下	

周辺環境測定については、排ガスのダイオキシン類等測定日（平成 30 年 7 月 24 日）に合わせて最大着地濃度付近であるエコクリーンセンターから直線距離で南東方向 700m 地点の民家の空き地で測定を実施しました。測定結果は、いずれの項目も環境基準を満足する良好な値でした。

イ 騒音・振動 平成 30 年 10 月 30 日(火)実施

(ア) 施設騒音

調査地点	基準時間帯	調査結果 (L _{A5})	監視基準 (dB)
施設敷地境界	朝 (6:00~8:00)	45	60
	昼間 (8:00~18:00)	47	65
	夕 (18:00~21:00)	43	60
	夜間 (21:00~翌日 6:00)	44	50

(イ) 道路交通騒音

調査地点	基準時間帯	調査結果 (L _{Aeq})	監視基準 (dB)
跡市波子停車場線北	昼間 (6:00~22:00)	57	65
跡市波子停車場線南		50	
波子農免農道		50	

注：監視基準は「B 類型の道路に面する地域の環境基準」で示された値

(ロ) 施設振動

調査地点	基準時間帯	調査結果 (L ₁₀)	監視基準 (dB)
施設敷地境界	昼間 (8:00~19:00)	30 未満	65
	夜間 (19:00~翌日 8:00)	30 未満	60

注：振動計の測定下限値は 25dB である。

(エ) 道路交通振動

調査地点	基準時間帯	調査結果 (L ₁₀)	監視基準 (dB)
跡市波子停車場線北	昼間 (8:00~19:00)	30 未満	70
跡市波子停車場線南		30 未満	
波子農免農道		30 未満	

注：監視基準は「第2種区域の要請限度」で示された値

注：振動計の測定下限値は25dBである。

施設敷地境界地点における施設騒音、近隣3地点における道路交通騒音は、いずれも監視基準を下回っていました。

また、前記各地点における施設・道路交通振動のいずれも監視基準を下回っていました。

ウ 交通量 平成30年10月30日(火)実施

調査地点	車両交通量 (台)		
	小型車	大型車	合計
跡市波子停車場線北	908	143	1,051
跡市波子停車場線南	326	42	368
波子農免農道	128	35	163

注1：調査結果は6:00~22:00の交通量である。

注2：ダンプ・収集車は大型車に含める。

注3：二輪車は含まない。

午前6時から午後10時までの合計台数は、跡市波子停車場線北で1,051台、跡市波子停車場線南で368台、波子農免農道で163台でした。

エ 悪臭 平成30年7月18日(水)実施

調査項目	調査地点	調査日時	調査方法
特定悪臭物質 22項目※	施設敷地境界 1地点	平成30年7月18日	特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）に規定する方法
臭気指数			臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に規定する方法

※：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質（22物質）について調査を行いました。すべて監視基準以下でした。また、臭気指数も監視基準内でした。

(2) エコクリーセンターの稼働状況について

ア 分別区分変更後の搬入量

単位：t

月	年度	委託収集	許可業者	家庭ごみ	不燃施設	その他	合計
4月	H29	990.9	382.2	133.5	109.9	167.2	1,783.8
	H30	1,085.6	439.5	169.7	73.3	156.1	1,924.2
	R1	1,020.9	397.0	147.9	38.9	155.5	1,760.1
5月	H29	1,131.2	429.0	151.0	120.4	167.1	1,998.6
	H30	1,116.7	473.3	165.3	59.9	209.1	2,024.3
	R1	1,289.6	466.6	247.2	36.4	186.5	2,226.3
6月	H29	1,073.5	397.9	121.4	102.4	203.2	1,898.4
	H30	1,075.7	449.8	138.5	51.8	224.8	1,940.7
	R1	1,033.7	387.5	162.3	30.9	198.9	1,813.3
7月	H29	1,065.7	419.5	113.5	110.3	257.2	1,966.2
	H30	1,151.5	481.3	133.2	60.2	250.7	2,076.9
	R1	1,172.8	458.3	172.1	32.8	280.7	2,116.7
8月	H29	1,114.4	441.1	148.0	116.8	221.0	2,041.4
	H30	1,087.9	479.0	160.2	47.7	217.8	1,992.6
	R1	1,149.3	449.6	158.5	28.4	219.2	2,005.0
合計	H29	5,375.6	2,069.7	667.4	559.8	1,015.8	9,688.3
	H30	5,517.5	2,322.9	766.8	292.9	1,058.6	9,958.7
	R1	5,666.3	2,158.9	887.9	167.3	1,040.9	9,921.3
H29・ H30 比較	数量	141.8	253.2	99.4	△ 267.0	42.9	270.4
	割合	102.6%	112.2%	114.9%	52.3%	104.2%	102.8%
H30・ R1 比較	数量	148.8	△ 164.0	121.1	△ 125.6	△ 17.7	△ 37.4
	割合	102.7%	92.9%	115.8%	57.1%	98.3%	99.6%

※災害ごみを除いています。

委託収集：両市の委託収集により搬入されるごみ

許可業者：一般廃棄物収集運搬許可業者により収集され搬入されるごみ

家庭ごみ：一般家庭から直接搬入されるごみ

不燃施設：両市の不燃ごみ処理施設から搬入される可燃性残渣

その他：両市の市役所、事業所から直接搬入されるごみ、火災ごみ

イ 操業実績

平成 30 年度エコクリーンセンター操業実績

月	搬入量 (t)						焼却量 (t)			
	浜田市			江津市			合計	1号炉	2号炉	計
	委託収集	直接搬入	小計	委託収集	直接搬入	小計				
4月	752.52	635.73	1,388.25	333.10	202.89	535.99	1,924.24	1,382.80	1,342.63	2,725.43
5月	770.06	690.67	1,460.73	346.68	216.91	563.59	2,024.32	399.85	1,457.31	1,857.16
6月	751.39	655.45	1,406.84	324.30	209.52	533.82	1,940.66	856.10	630.62	1,486.72
7月	803.21	704.45	1,507.66	348.29	684.96	1,033.25	2,540.91	1,472.76	1,270.93	2,743.69
8月	747.31	694.26	1,441.57	340.61	320.02	660.63	2,102.20	1,390.61	1,426.37	2,816.98
9月	655.22	570.75	1,225.97	289.57	183.38	472.95	1,698.92	750.73	1,058.83	1,809.56
10月	751.37	665.72	1,417.09	335.53	222.69	558.22	1,975.31	1,236.48	1,403.88	2,640.36
11月	727.76	607.46	1,335.22	318.52	203.13	521.65	1,856.87	285.68	1,362.04	1,647.72
12月	708.51	617.90	1,326.41	316.65	179.00	495.65	1,822.06	1,179.71	1,137.73	2,317.44
1月	759.63	549.81	1,309.44	346.01	176.16	522.17	1,831.61	816.28	1,060.14	1,876.42
2月	619.55	464.81	1,084.36	275.32	146.55	421.87	1,506.23	847.89	633.41	1,481.30
3月	697.87	578.34	1,276.21	308.10	197.87	505.97	1,782.18	815.34	1,417.51	2,232.85
合計	8,744.40	7,435.35	16,179.75	3,882.68	2,943.08	6,825.76	23,005.51	11,434.23	14,201.40	25,635.63
平均	728.70	619.61	1,348.31	323.56	245.26	568.81	1,917.13	952.85	1,183.45	2,136.30
H29	8,516.30	7,290.48	15,806.78	3,660.59	2,442.52	6,103.11	21,909.89	10,342.65	11,972.68	22,315.33
前年対比	102.7	102.0	102.4	106.1	120.5	111.8	105.0	110.6	118.6	114.9

月	副資材・薬品使用量									
	コークス (t)	石灰石 (t)	スラグ (t)	灯油 (kl)	消石灰 (t)	アンモニア (m ³ N)	重金属安定剤 (m ³)	清缶剤 (箱)	脱酸剤 (箱)	塩酸 (m ³)
4月	133.87	11.34	7.38	12.71	11.59	2,369.23	2.00	7	2	0.24
5月	86.75	12.91	11.49	12.02	10.82	2,448.27	1.60	5	1	0.20
6月	70.52	12.78	12.36	10.87	5.09	2,341.10	1.45	5	1	0.24
7月	135.65	39.31	14.19	18.45	11.93	2,447.86	2.70	6	2	0.24
8月	126.52	26.28	17.85	29.23	14.79	2,444.93	2.31	7	1	0.28
9月	94.08	13.88	2.63	20.03	9.00	2,368.81	2.16	4	2	0.24
10月	144.16	24.05	2.44	30.80	12.56	2,447.58	2.57	6	1	0.24
11月	78.90	9.14	11.63	10.89	6.68	2,368.81	1.68	4	2	0.24
12月	115.69	5.99	19.62	17.17	8.98	2,447.77	2.00	5	1	0.24
1月	93.23	1.13	15.99	19.10	5.92	2,332.60	1.45	6	1	0.24
2月	70.36	1.86	17.62	9.02	4.08	1,540.67	1.45	4	1	0.28
3月	126.78	4.48	14.54	27.81	7.77	1,685.05	1.95	5	1	0.24
合計	1,276.51	163.15	147.74	218.10	109.21	27,242.68	23.32	64	16	2.92
平均	106.38	13.60	12.31	18.18	9.10	2,270.22	1.94	5.33	1.33	0.24
H29	989.19	119.78	199.89	237.45	75.95	15,849.87	22.42	59	14	2.56
前年対比	129.0	136.2	73.9	91.9	143.8	171.9	104.0	108.5	114.3	114.1

資源物等発生量			電 力					水 量	
スラグ (t)	メタル (t)	飛灰 (t)	所内使用量 (kWh)	買電 (kWh)	発電 (kWh)	売電 (kWh)	売電金額 (円)	プラント (m ³)	建築 (m ³)
182.60	25.89	64.55	707,262	4,930	1,045,460	343,128	4,352,865	1,567	55
124.43	17.64	42.27	591,212	99,950	590,310	99,048	1,457,600	1,490	79
99.61	14.12	41.45	487,192	186,940	424,980	124,728	1,858,446	1,169	64
183.83	26.07	85.01	736,008	102,260	876,100	242,352	3,483,096	2,024	71
188.74	26.76	66.57	767,848	4,640	1,019,000	255,792	3,808,028	2,851	65
121.24	17.19	52.88	566,608	156,690	488,110	78,192	1,127,768	1,558	61
176.90	25.08	72.40	707,728	32,520	892,360	217,152	2,962,717	1,528	61
110.40	15.65	41.99	542,614	125,870	469,880	53,136	758,794	1,092	59
155.27	22.02	65.08	669,892	62,790	811,390	204,288	2,889,623	1,306	61
125.72	17.83	44.24	602,094	94,420	635,690	128,016	1,738,891	1,130	56
99.25	14.07	35.89	497,842	80,170	462,960	45,288	627,465	901	53
149.60	21.21	49.73	647,088	65,410	795,110	213,432	2,911,466	1,333	57
1,717.59	243.54	662.06	7,523,388	1,016,590	8,511,350	2,004,552	27,976,759	17,949	742
143.13	20.29	55.17	626,949	84,716	709,279	167,046	2,331,397	1,496	62
1,495.13	126.30	550.94	6,771,266	1,301,620	6,688,510	1,218,864	16,136,082	15,652	961
114.9	192.8	120.2	111.1	78.1	127.3	164.5	173.4	114.7	77.2

副資材・薬品使用量									
苛性ソーダ (m ³)	消臭剤 缶	HCl吸収試薬 (箱)	冷却水薬剤 (箱)	アンモニアポンベ (kg)	軽油 (ℓ)	酸素棒 (本)	ジェットランス (本)	マッド (t)	ランスソケット (個)
0.36	0	2	12	800	135	100	600	0.20	700
0.30	0	4	12	600	235	100	400	0.10	500
0.34	0	0	6	400	247	0	300	0.25	400
0.36	0	4	10	800	392	200	900	0.55	1,000
0.36	0	4	8	1,000	327	0	1,200	0.40	700
0.32	0	4	4	400	120	100	600	0.25	600
0.36	0	4	6	800	555	100	700	0.30	900
0.28	0	2	7	400	235	100	500	0.20	500
0.36	0	4	5	800	316	100	700	0.35	800
0.36	0	0	6	0	292	100	600	0.60	700
0.36	0	4	14	800	120	0	500	0.35	500
0.40	0	4	20	400	222	100	800	0.40	800
4.16	0	36	110	7,200	3,196	1,000	7,800	3.95	8,100
0.35	0	4	9	655	266	111	650	0.33	675
3.75	2	32	124	4,800	2,277	600	5,000	3.55	5,700
110.9		112.5	88.7	150.0	140.4	166.7	156.0	111.3	142.1

(3) 3月20日発生ごみピット火災について

3月20日（水）にエコクリーンセンター（江津市波子町）のごみピットで火災が発生しましたので、その詳細を報告します。

1 発 生 日 時

平成31年3月20日（水）午後2時24分

2 発 生 場 所

エコクリーンセンターごみピット

3 被 害 状 況

ぼや扱い。機器の損害はなし。

4 負 傷 者

なし。

5 原 因

特定不可。（ガスボンベ・電池・リチウムイオン電池・ライターの可能性）

6 消 火 活 動

出火直後、JFE職員による初期消火活動を行うが煙が蔓延して困難となり、午後3時45分江津消防に通報し、午後4時5分ごろ消防車が到着、消火活動を開始（消防車両5台・隊員17人）。江津市消防団波子分団（団員20人）も出動し協力。午後11時44分鎮火。

7 現 場 検 証

3月21日（木）警察及び消防による現場検証が午前10時から12時前まで行われた。

8 ごみの受入れ

20日（水）午後2時40分ごろから受入れを中止し、来場者にはしばらく待機してもらっていたが、少量のごみ（10kg程度）搬入者は受入れ、それ以上のごみを運んできた方の受入れは事情を説明してお断りした。

21日（木）の現場検証後、JFEと協議して支障がないことの確認を行い、22日（金）から通常受入れを行うこととした。

9 ごみの焼却

ピットに煙が蔓延しごみが見えなくなった時から炉への投入を中断し、20日（水）夜より運転を再開した。

10 今後の対応

	実施済	早期に実施予定	長期的に検討 (基幹改良工事など)
浜田地区広域行政組合	(1) 組合ホームページを活用したごみの分別徹底の啓発強化 (2) 計量棟での危険物混入の口頭確認及び分別の周知 (3) 火災発生時の消防署への早期通報 (4) 両市の広報紙等を活用したごみの分別徹底の啓発強化	(5) プラットホームでのごみの抜打ち検査の実施 (6) 防火管理者の選任と防火管理体制強化	(7) 破砕機単独の火災監視装置 (8) 放水銃の中央制御室からの遠隔操作 (9) 防火水槽の設置 (10) 排煙・排熱用大型送風機の設置（消防からの提案による。）
J F E	(11) 受入れや選別の徹底のプラットホーム要員による指導 (12) 直接搬入ごみの目視点検及び開放点検の強化 (13) ピット排水のピットへの戻し排水やスラッジ引抜ポンプによるピットへの排水の遠隔起動化		

消火活動の状況



化学消火剤

消火活動中



(4) 基幹改良工事について

基幹改良工事とは（「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」より）

燃焼（溶融）設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね 10～15 年ごとに実施する大規模な改良事業。経過年数が進むに従って、施設全体の性能水準が急速に低下するようになる。15 年以上経過すると老朽化が顕著となり、操業条件の変化とも相まって建替えが課題として浮上するようになる事例が少なくない。

エコクリーンセンターの今後について、当組合管理者より第 3 者委員会を立ち上げて検討するようにとの指示により、平成 30 年度中に学識経験者らを交えて行ったエコクリーンセンター長寿命化等検討委員会において「交付金制度を活用した基幹的設備改良事業」を行うことが最も適していると判断されたため、基幹改良工事に向けて準備を進めています。

基幹改良工事スケジュール

令和元年度	循環型社会形成推進地域計画等策定業務
令和 2 年度	長寿命化総合計画策定業務
令和 3～4 年度	発注・契約準備業務
令和 5～9 年度	基幹改良工事

令和元年度の休日等における可燃ごみの受入れについて

特別開場日（終日及び午前中のみ）

令和元年	5月	2日	(木)	国民の休日	<u>特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	5月	3日	(金)	憲法記念日	<u>特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	6月	23日	(日)		第4日曜日の午前中のみ（9:00～12:00）
令和元年	7月	15日	(月)	海の日	<u>夏季特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	8月	12日	(月)	振替休日	<u>夏季特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	9月	16日	(月)	敬老の日	<u>夏季特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	9月	23日	(月)	秋分の日	<u>夏季特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和元年	10月	27日	(日)		第4日曜日の午前中のみ（9:00～12:00）
令和元年	11月	24日	(日)		第4日曜日の午前中のみ（9:00～12:00）
令和元年	12月	30日	(月)		<u>年末特別収集及び直接搬入受入れ</u>
令和2年	1月	3日	(金)		<u>年始特別開場及び直接搬入受入れ</u>
令和2年	2月	23日	(日)		第4日曜日の午前中のみ（9:00～12:00）
令和2年	3月	22日	(日)		<u>年度末特別開場及び直接搬入受入れ</u>

浜田地区広域行政組合ごみ処理施設安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）は、エコクリーンセンターに関し、施設の安全管理を行うため、ごみ処理施設安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、施設の安全管理の推進を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境監視計画の策定に関すること。
- (2) 環境監視計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 施設の安全運転に関すること。
- (4) その他安全管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、組合事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる組織及び人員ごとに選出する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 江津市波子連合自治会 | 5人 |
| (2) 江津市敬川町連合自治会 | 2人 |
| (3) 浜田市国府地区連合自治会 | 4人 |
| (4) 組合関係市町村 | 2人 |
| (5) 組合 | 2人 |

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(委員以外からの意見聴取)

第6条 委員会において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。